

## 廃棄物処理法 次期改正に向けて全産連が要望

現行の廃棄物処理法は平成23年に改正施行され5年が経過している。

(公社)全国産業廃棄物連合会としても法制度対策委員会を中心に次期改正に向けて産業廃棄物業界としての要望書をまとめ、平成28年3月31日付けで環境省大臣官房廃棄物・リサイクル部録形部長に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の見直しに関する意見」を提出しました。

### 要望項目として（主要な要望事項を掲載）

#### 1. 産業廃棄物処理業の許可等に関する要望事項は12項目

産業廃棄物処理業の許可申請書類及び添付書類の様式を全国統一のものとしていただきたい。

更新許可申請に係る事務処理標準期間を超過することができないようにお願いしたい。

役員等の変更に伴う届出期間を10日以内から30日以内の期間としていただきたい。

優良産廃処理業者認定業者に対する優遇措置を拡充していただきたい。

役員が欠格要件に至った場合の許可の取り扱いについて、裁量的な措置を設けていただきたい。

電子マニフェストの登録及び処理終了報告は事業者の営業状況にあわせた期間を設定していただきたい。

#### 2. 産業廃棄物処理施設の許可等に関する要望事項は2項目

産業廃棄物処理施設設置については施設の更新は手続きを軽減していただきたい。

「移動式がれき類等破碎施設」では排出事業者は許可が不要で処理業者には必要であることから、排出事業者と同様の措置をしていただきたい。

#### 3. 廃棄物区分及び品目分類等に関する要望事項は4項目

同一品目の産業廃棄物種類の該当性について全国同一としていただきたい。

地方公共団体の判断による産業廃棄物指定制度の創設及び業種指定の撤廃を図っていただきたい。

#### 4. 再生利用の促進に関する要望事項は1項目

排出事業者責任の強化に関する要望事項は4項目

排出事業者には産業廃棄物管理票の交付は義務つけられているが、記載の義務化を講じていただきたい。

#### 6. 産業廃棄物処理業者の資質向上への支援に関する要望事項は1項目

業界が自主的に行う研修会、講習会等人材育成の取組を法制度として位置づけをしていただきたい。

#### 7. 地方ルールに関する要望事項は3項目

8. その他関係法令（建築基準法、環境配慮契約法）に対する要望は2項目 計29要望事項です。



産業廃棄物処理のマスコット  
「てき丸君」

## 食品廃棄物不正転売防止に関して協会からお知らせ

本年1月、産業廃棄物処分業者が食品廃棄物を食品として不正に転売し、スーパー等で販売されていた事実が判明しました。この事件について、環境省からの協力要請に基づき、(公社)全国産業廃棄物連合会は下記のとおり再発防止に努める旨を回答しています。

1. 廃棄食品が実際に収集運搬及び処分される一連の行程を排出事業者が確認することを積極的に受け入れるとともに、その旨を委託契約書へ明記する。
2. 廃棄食品を処分する事業者においては、ビデオカメラの導入等の見える化その他の情報公開に努める。更に、実計量などによる保管量を踏まえ適切な受入量と中間処理後の搬出量の総量管理をしているところをインターネット上で明らかにするよう努める。
3. 廃棄食糞を扱う処理業者は優良認定を取得し、環境経営を導入するとおもに、排出事業者を含む一般の人に処理に関する情報を、インターネットを通じて積極的に明らかにする。の3点です。

さらに、(公社)全国産業廃棄物連合会は、標準委託契約書に記載されている文面を一部変更しています。また、廃棄食品を扱う処理業者は委託契約書に「実地確認」の項を設けました。

### （実地確認）

第〇〇条 甲（排出事業者）は、本委託契約に係る乙（産廃処理業者）の事業の用に供する施設を本契約書の有効期間中に〇回以上視察し、処理の実施の状況その他適正な処理のために必要な事項を実施に確認する。

2. 乙は、やむを得ない場合を除き、前項の甲による実施確認を拒んではならない。
3. 甲及び乙は、一の実施確認ごとに当該実施確認の結果を書面に記録し、〇年間保存する。
4. 甲は、実施確認の結果、産業廃棄物の適正な処理を確保する上で、乙の事業に問題があると認められる場合には、適切な措置を講じなければならない。
5. 第1項から前項までの実施確認に必要な事項等は、甲乙の協議により定める。

なお、(公社)全国産業廃棄物連合会は、新たな「委託契約書の手引き」を発行しました。

等協会員には1冊づつ配布しますのでご活用ください。注意：全産連のホームページからは配信していません。



## 青年部だより

### 新年度青年部会長挨拶



会長 光友裕昭

会員の皆様、日頃は青年部会活動にご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。青年部会会長を勤めております光友 裕昭と申します。今年度で2期目の2年目を無事に迎えることが出来ました。

昨年度はMieこどもエコフェアへの参加、三重県トラック協会青年部会・三重県建設業協会四日市支部青年部会の皆様との異業種交流会及び勉強会、県外への視察研修会、親睦会等1年間を通して様々な行事を実施して参りました。今年度も引き続き、会員の拡大と对外事業の推進が重点項目です。全国的にも青年部会員の減少がみられる中、私共、三重県も今年度3名の方が卒業され、会員の拡大は急務になっております。是非この機会に青年部会に興味のある方は、ご入会頂ければと思います。また、对外的に協会のPRに力を入れ、今まで以上の協会のイメージアップに努めて行きたいと思っております。

最後に私事では御座いますが今年度を最後に会長職を満了し、次の方にバトンタッチして行きたいと思います。最後の1年間私自身、全力でこの青年部会に取組んで行きたいと思いますので、変わらぬ皆様方のご支援・ご協力、何卒宜しくお願ひ致します。

### 中南勢地区事業 静岡視察研修会

平成28年2月18日(木)19日(金)に静岡県磐田市にあります(株)コーチンサービス様へ視察研修に行ってまいりました。(株)コーチンサービス様は産業廃棄物、収集・運搬多種多様な作業車輌を保有し、品目エリアとともに多くの許可を取得され、また中間処分はどんな廃棄物にでも対応できるノウハウと設備を備えられていました。場内も整理・整頓・清掃が徹底されており、大変有意義な視察研修となりました。



### 青年部第5回通常総会

4月22日(金)に、ロワレ21にて第5回青年部通常総会が開催されました。すべての議案について、満場一致で承認されました。青年部会員の皆様、本年度もどうぞよろしくお願ひいたします。



(有)前田金属 前田幸秀氏  
(株)GLOBAL BUSINESS 服部佐知子氏  
(株)日館建設 館哲章氏  
が青年部をご卒業されました。今までありがとうございました。

開催月	事業名
H28.7	北勢地区事業 夏のエコフェア2016
H28.9	中南勢地区事業 会員拡大に関する事業
H28.11	北勢地区事業 年末親睦会
H29.1	中南勢地区事業 他団体共同事業